

議員活動資料

■2008/06/06 (金)

株主が足を引っ張る第3セクター

須坂市の第3セクターである須坂温泉の決算報告を受けました。

決算における須坂温泉の当期利益は僅か75,510円ですが、須坂温泉を取り巻く諸状況からすれば、新井社長の努力と経営手腕を高く評価したい。

ところで、須坂温泉の収入不振の元凶は、株主に1株につき2枚配布される株主優待券（無料入浴券）にある。2万7千株（発行済み株式）×2枚×300円（入湯代）=1,620万円に上る。これがすべて無料であるとするれば、現下の須坂温泉は株主1,786名のための温泉施設でしかない（株主は入浴したければ入浴料を払って入浴するのが常識でないのか）。

須坂温泉が、株式の51%を須坂市が保有する第3セクターであることを鑑みるとき（因みに資料から大株主は、鉄道会社1,080/27,000株、某建設会社774/27,000株、当会社社長483/27,000株）、会社は株主には法にそって利益が出たときに利益配当をすれば良いのであって、利益がないのに株主優待券（無料入浴券）を発行しては、結果的に経営を圧迫することになる。

会社設立当時（1960年）当時の株式の額面が50円であれば、600円（入湯2回分）もの配当はおかしい。仮に額面500円としても600円の株主優待券（無料入浴券）は、会社経営として利に合わない見做し配当でしかない。

須坂温泉が第3セクターであることを考えれば、株主優遇策の実施は経営陣に背信的悪意があるともとられる。1780名に上る1株株主に株主優待券（無料入浴券）の支給を止めなければ須坂温泉の経営は少しも改善されないだろう。

第3セクターであることから、須坂温泉が万が一破綻した場合には、全額須坂市（須坂市民）が負うことを、株主も市民も知るべきである。であれば今の経営状況下での株主優待券（無料入浴券）発行の是非を、取締役会で早急に協議すべきで、最善策は、須坂市が1株株主から買取を図り、株主優待券（無料入浴券）発行を廃止することに尽きます。

地元地権者に対する契約関係は、土地の賃貸借契約に基づく地代で清算されておるものであり、創業以来 48 年を経過するなかで、1 株株主として十分過ぎる恩恵に与ったことを勘案して、そろそろ須坂市は第 3 セクターとしては株主が多すぎる異常な法人であることを認識して、第 3 セクターの本来の姿に戻すべきである。須坂温泉は十分に採算の取れる優良な企業になれると確信します。